

入間市余裕期間制度工事（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、入間市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事について、当該工事を受注する者（以下「受注者」という。）の円滑な工事体制の確保を図るため、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定できる工事（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 全体工期

通常工期と余裕期間を合わせた期間をいう。

(2) 通常工期

発注者が設計に基づき積み上げた工事期間（準備工、後片付け工含む）をいう。

(3) 実工期

全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期をいう。

(4) 余裕期間

契約締結日から工事着手日の前日までの期間をいう。

(5) 工事開始日

受注者が設定した工期の始期をいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事であつ、発注者が必要と認める工事とする。ただし、設計変更又は工事の中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事その他フレックス方式によることが適当でないとする工事については、この限りでない。

(1) 余裕期間を設定しても、供用開始や関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。

(2) 当該年度内（継続費、繰越明許費、債務負担行為等が設定されている場合は、当該期間内）に工期を確保できる工事であること。

(3) 地理的条件、気象条件等の施工条件から、受注者の計画的な工事施行が容易と認められる工事であること。

(全体工期の設定)

第4条 発注者は、通常工期の30パーセントを超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で
余裕期間を追加した全体工期を設定することができる。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、契約後直ちに着工した場合の工期を基準とした積算方法により行
うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増は、行わないものとする。

(入札公告等の記載)

第6条 発注者は、フレックス方式工事であることが十分理解されるよう入札公告、特記仕
様書等により明示しなければならない。

(実工期の申出)

第7条 発注者は、落札決定後、契約締結までの間に、工事申出書(様式第1号)により当
該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとし
る。

(経費の負担)

第8条 フレックス方式を適用することにより増加する経費は、受注者が負担するものとし
る。

(前払金の取扱い)

第9条 受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。ただ
し、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度に
ついては、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期
内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

(工事開始日前の取扱い)

第10条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 余裕期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、余裕期間の間は、工事(工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の
準備工事を含む。)に着手してはならない。ただし、現場へ搬入しない資機材の準備及び
労働者の手配(以下「準備等」という。)は、この限りでない。
- (3) 余裕期間の間に行う準備等は、受注者の責任において行うものとする。
- (4) 受注者は、余裕期間の間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要し

ない。

(契約の保証)

第11条 契約の保証期間は、契約締結日から実工期の末日までとする。

(工期の延長)

第12条 受注者は、契約締結後において、工事全体の工事工程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期の終期までは、工期の延長を請求することができるものとする。ただし、特別の理由がある場合はその限りではない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

工 事 申 出 書

年 月 日

（宛先）入間市長

申出者（受注者） 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日に落札決定通知を受けた次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	
実 工 期	年 月 日から 年 月 日まで

※ 契約の締結までに提出すること。